

別冊



Kyoto Junior High School Physical Culture Association

令和7年度

「京都府中学校総合体育大会における
引率者・監督細則」

京都府中学校体育連盟

「京都府中学校総合体育大会引率・監督細則」

本細則が適用されるのは、学校事情により、校長・教員・部活動指導員が引率・監督できず、校長がやむを得ないと判断した場合に限るもので、安易に引率者としての外部指導者や他校の校長・教員による引率や監督を認めるものではない。

1 引率者としての外部指導者の規定

- (1) 当該校長が認めた20歳以上の者であり、日頃から指導に当たっている者のことをいう。なお、事前に校長との間で外部指導者としての契約（本連盟における手続き・報告は、様式1、2、3をもって行う）がなされていること。
- (2) 引率者としての外部指導者は、各大会の申込用紙の引率外部指導者欄に必要事項を記入すること。
- (3) 引率者としての外部指導者に規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長または専門委員長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。
- (4) この規定以外のことは、各専門部の規定及び大会要項の通りとする。

2 引率者としての外部指導者や他校の校長・教員への監督依頼は、やむを得ない場合に限り認める。

- (1) 引率者としての外部指導者へ監督を依頼する場合
 - ・ 出場校の校長は、様式2、3により手続きを行ったうえで、府専門部に様式1をもって報告する。
- (2) 他校の校長・教員へ監督を依頼する場合
 - ・ 出場校の校長と専門部で協議のうえ、出場校の校長が、監督を引き受けた校長・教員の所属長（校長）と本人に文書で依頼する。
 - ・ その際、様式4、5、6、7により手続きを行ったうえで、専門部に様式1をもって報告する。

3 生徒の大会出場に関わる全責任は法令に基づき校長が負う。

4 引率上の留意点及び大会会場における留意点

- (1) 引率上の留意点等
 - (a) 引率時は、公の交通機関を利用する。
 - (b) 引率者としての外部指導者は任意の傷害保険等に加入する。加入手続きは、引率者として外部指導者が行い、費用は原則として自己負担とする。
 - (c) 引率にかかわる外部指導者の費用は、原則として自己負担とする。
 - (d) 生徒の服装、持ち物等については、各学校のきまりに従う。
 - (e) 大会の結果と帰校報告を、帰宅後、直ちに行う。
- (2) 大会会場における留意点等
引率者は、次のことに留意すること。特に引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合は、退場を命じるとともに、当該人物については、以降一切の参加を認めない。
 - (a) 大会要項を遵守し、責任ある行動をとる。

- (b) 各競技会場の使用上のきまりに従う。
- (c) 競技上の抗議及び問い合わせは、校長が依頼した監督に連絡をとる。
- (d) ゴミ等は、持ち帰りを原則とするが、会場使用規定に従う。

5 他校教員による引率については、1（1）、5（1）を適用しない。

6 平成15年5月20日より実施する。

平成26年5月2日一部改訂

令和4年5月2日一部改訂（主旨文言）

令和5年5月2日一部改訂（名称・主旨・全項目文言修正）

「京都府中学校総合体育大会における引率・監督細則について」（解説）

京都府中学校体育連盟

本細則が適用されるのは、学校事情により、校長・教員・部活動指導員が引率・監督できず、校長がやむを得ないと判断した場合に限るもので、安易に引率者としての外部指導者や他校の校長・教員による引率や監督を認めるものではない。

- ・該当生徒について、大会に参加することで教育的効果があること。
- ・教員による引率が大原則であり、安易に特例を認めていることではないこと。

1 引率者としての外部指導者（以下引率外部指導者とする）の規定

- (1) 当該校長が認めた20歳以上の者であり、日頃から指導に当たっている者のことをいう。なお、事前に校長との間で外部指導者としての契約（本連盟における手続き・報告は、様式1、2、3をもって行う）がなされていること。
- (2) 引率者としての外部指導者は、各大会の申込用紙の引率外部指導者欄に必要事項を記入すること。
- (3) 引率者としての外部指導者に規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長または専門委員長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。
- (4) この規定以外のことは、各専門部の規定及び大会要項の通りとする。

- ・校長は、事前に引率外部指導者と十分に協議し、留意事項等の徹底を図ること。
- ・手続き・報告は、様式1、2、3をもって行う。
- ・大会申込時に、その契約書の写しを添付すること。
- ・大会申込書は、各専門部が定める様式を使用する。
- ・不適格者として判断した場合は、文書でも出場校長あてに通知する。

2 引率者としての外部指導者や他校の校長・教員への監督依頼は、やむを得ない場合に限り認める。

- (1) 引率者としての外部指導者へ監督を依頼する場合
 - ・出場校の校長は、様式2、3により手続きを行ったうえで、府専門部に様式1をもって報告する。
- (2) 他校の校長・教員へ監督を依頼する場合
 - ・出場校の校長と専門部で協議のうえ、出場校の校長が、監督を引き受けた校長・教員の所属長（校長）と本人に文書で依頼する。
 - ・その際、様式4、5、6、7により手続きを行ったうえで、専門部に様式1をもって報告する。

- ・手続きは、様式4、5、6、7及び様式1をもって行う。
- ・大会申込時に承諾書（様式6）の写しを添付すること。

3 生徒の大会出場に関わる全責任は法令に基づき校長が負う。

- ・引率外部指導者に故意・過失がある場合、引率外部指導者は法的責任を免れない。

5 引率上の留意点及び大会会場における留意点

- (1) 学校に該当の部が設置されていない場合、参加生徒は独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付対象とならない場合もあるので、任意の保険に加入することが望ましい。

- ・部が設置されていないということは、外部指導者が存在しないという独立行政法人日本スポーツ振興センターの判断となる。ただし、学校管理下として認めている場合はこの限りではない。

(a) 引率にあたっては、公共の交通機関を利用すること。

- ・保護者による引率においても、公共の交通機関を利用すること。

(b) 引率者としての外部指導者は任意の傷害保険等に参加する。加入手続きは、引率者として外部指導者が行い、費用は原則として自己負担とする。

- ・部が設置されていないということは、外部指導者が存在しないという独立行政法人日本スポーツ振興センターの判断となる。ただし、学校管理下として認めている場合はこの限りではない。

(c) 引率にかかわる外部指導者の費用は、原則として自己負担とする。

- ・引率外部指導者の傷害保険・旅費等の経費は、原則として自己負担とするが、事前に協議し共通理解を図っておくこと。
- ・大会参加の心得、服装・持ち物等の約束ごと、交通機関利用時のマナー等、各校で事前指導している内容を確認し、引率外部指導者が適切に指導できるようにしておくこと。

(d) 生徒の服装、持ち物等については、各学校のきまりに従う。

- ・競技会場の使用上の注意を守ること。
- ・ゴミの持ち帰りは徹底すること。

(e) 大会の結果と帰校報告を、帰宅後、直ちに行う。

- ・大会結果と貴校報告を速やかに出場学校長に報告すること。
- ・事故やトラブル等が起こった際にも連絡すること。

5 他校教員による引率については、1（1）、5（1）を適用しない。

- ・教員が引率すれば独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付対象となる。

7 本特例は、平成15年5月20日より実施する。 （平成26年5月2日一部改訂）
（令和4年5月2日一部改訂）
（令和5年度5月2日一部改訂）

- ・状況に応じて改訂する場合がある。
- ・本細則を改訂する場合は、理事・専門委員長会議で協議し、理事会での議決をもって行う。